

在華宣教師と「不平等条約」

——一八六〇年から七〇年代を中心に

はじめに

人民共和国成立から三〇年余りに亘って、中国では一九世紀から二〇世紀前半までのキリスト教伝道は全て否定的に捉えられ、宣教師は「帝国主義の走狗」であり、彼らの活動はいかなるものであれ基本的には列強による中国侵略、そして中国の「半植民地化」を推し進めるための道具であったとされてきた。しかし一九八〇年代に至ると、こうした宣教師像に少しずつ変化が現れ始め、多岐にわたる伝道活動の積極的な側面を拾い上げ、その多義性を認める研究が見られるようになってきた。香港、台湾の研究者との交流も進み、大陸のキリスト教史研究家の中には、自らを「文化基督者」——信仰は持たないが、キリスト教の世俗的貢献を評価する——と称する人々もいると聞く^①。

渡辺 祐子

こうした研究動向は、近代中国研究それ自体の大きな変化に呼応していた。洋務から維新変法にいたる「近代化」の再評価は、改革派官僚や知識人たちに影響を与えた宣教師たちへの関心を促した^②。また異文化としてのキリスト教の受容や「土着化」というテーマにも関心が寄せられた。それは、太平天国の領袖洪秀全がキリスト教を主体的かつ恣意的に解釈したように、伝道される側が伝えられる事柄を独自のフィルターを通して再解釈するという受容側の主体性を重んじ^③、同時に伝道する側が伝道地の状況に応じて伝道方法を模索したこと、すなわち伝道の双方向性に注目した。しかしそれでもなお、キリスト教伝道を文化受容という観点からのみ捉え、近代の歴史的状況、とりわけ中国では圧倒的な力の不均衡のもとで伝道が行われていたという事実を軽視することは困難である。伝道事業が政治や権力の世俗的束縛を逃れて、独立した文化的状況のな

かで行われたとは到底考えられないから⁽⁴⁾だ。

それゆえ、人民革命後のキリスト教事業の全面否定が全面肯定に変わることはありえない。宣教事業に対する八〇年代以前の政治的な評価の多くがいまや有効性を失っていることは確かだが、宣教師が列強本国の対清政策にどのように関わったのかという問題は、より普遍的なキリスト教と帝国主義の問題として、二一世紀に入った今もなお、あるいは今だからこそ問われなければならないからである。

しかしながらこのテーマ自体はあまりにも大きすぎて、筆者の手にはとても負えるものではない。そこでここでは問題を考えるひとつの材料として、一九世紀後半における「不平等条約」と英米プロテスタント宣教師の関係に注目したい。アロー戦争の末一八六〇年に批准された天津・北京条約は、宣教師、中国人信徒の保護を謳い、外国人の内地旅行、すなわち内地伝道を認めた。国家権力間で結ばれた条約によって伝道活動が保護されるというきわめて異例の状況下で、キリスト教の本格的な中国伝道が始まった。この動きに呼応するように各地で教案（反キリスト教運動）が頻発し、しばしば外交問題化することになる。特にイギリスにおいては、一八六八年にイギリス人宣教師が標的となったふたつの教案の発生を機に、宣教師の「不平等特権」の是非が激しく論議された。キリスト教伝道が「不平等特権」の恩恵に与るといふ状況を当の宣教師たちはどのよ

うに考えていたのか、宣教師は本国の外交政策にどのように関与したのか。これらの問題を、天津・北京条約交渉から、一八六八年の教案を機に「不平等特権」が問われるに至る時期までを中心に考えてみたい。

「不平等条約」における「宣教師特権」の変遷

まず、本論で取り上げる宣教師と条約交渉の具体例を「不平等条約」の歴史の中に位置付けるために、一九世紀中葉から二〇世紀初頭にかけて清朝と列強との間で結ばれた国際条約がキリスト教をどのように扱っているのか、その「不平等特権」の拡大過程を、教案との関連にも目を配りながら概観してみよう。

宣教師にとって、アヘン戦争での英軍勝利は、神が「イギリスをお用いになって中国を懲らしめ打ち砕かれ⁽⁵⁾」、中国の重い扉が福音に開かれることを約束するはずだった。しかしその後には結ばれた諸条約は、わずかに一八四四年締結の清米望厦条約第十七条、及び清仏黄埔条約第二十二条において、五つの開港場での礼拝堂建設を認め、外国人の信教の自由を保障するにとどまった。一七二四年禁じられてきた中国人のキリスト教信仰は、同年一八四四年末、条約によってではなく、道光帝の勅令によって許容されるに至った。だがこのキリスト教信仰の容認は、華夷秩序の頂点に位置する皇帝が恩恵として臣民に与えたもので、国際法上の有効性は持たなかった⁽⁶⁾。

加えて、開港場外への旅行、即ち伝道活動は、条約においても勅令においても明確に禁止された。⁷⁾

開かれた扉を全開状態にすること、福音をどこにでも携えていく自由を獲得するという宣教師の目標を実現したのは、アロー戦争の末結ばれた天津・北京条約である。

アロー戦争の処理をめぐる条約交渉過程で、清朝側が外交使節の北京駐在と、宣教師を含む外国人の内地旅行権に最も難色を示したことはよく知られている。一八五八年五月、英仏軍が北上し大沽を占領すると、翌月、清朝は上記の二つの条件、さらにアヘン貿易の合法化を含む「天津条約」をロシア、アメリカ、イギリス、フランスとの間でそれぞれ調印した。しかし一〇月、上海で批准書が交換される段になると、清朝はこれらの条項の撤回を迫り、交渉は決裂し再び戦闘状態に入る。最終的には一八六〇年一〇月、仏軍と英軍による円明園の略奪、焼き討ちという暴力が清朝を屈服させ、二四日から二五日にかけて批准書の交換と天津条約への追加内容を盛り込んだ北京条約の調印、批准が行なわれた。⁸⁾ これによって、清露天津条約第八条、清米天津条約第二十九条、清英天津条約第八条、清仏天津条約第十三条（調印順）において信教の自由と宣教師及び信徒の保護享有に関する規定が、また清露同条約同条、清英同条約第九条、清仏同条約第八条において内地旅行権、即ち内地伝道権が、さらに清仏北京条約第六条（ただし漢文テキストのみ）において不動

産取得権、即ち宣教師が内地で土地を買収し教会を建てる権利が明記された。

宣教師たちは、イギリスとフランスの容赦ない攻撃によって成立した特権条項を、「toleration clause、寛容条項」と呼んだ。「寛容条項」は、厳密に言えば清朝政府の宗教的寛容と、信徒と宣教師を保護する意思が示されている清米天津条約第二十九条や清英天津条約第八条を指すものだが、ここでは引用個所を除いては、植田捷雄に倣ってもっぱら「保護享有権」という言葉を用いる。⁹⁾ また「寛容条項」はしばしば、内地伝道や居住といった、宣教師に供与される特権をも含む広い意味で用いられていたようだが、ここではそれらを「不平等特権」あるいは「条約上の特権」と呼ぶことにする。

先にも述べたように、この条約締結を境に清末中国の不安定要素のひとつともなった教案が頻々と発生するようになった。教案の思想的背景には、キリスト教を「無父無君の教え」とする明代以来の邪教観がある。この邪教観は、一九世紀後半の反キリスト教文書にもそのまま流れ込んでおり、一八六二年に江西で書かれた『辟邪実録』や『辟邪紀実』を始めとする文書の基本的なキリスト教教義批判は、一七世紀以来のキリスト教論難書を下敷きとして書かれた。¹⁰⁾ それ故一九世紀後半の教案は、反キリスト教思想という点において、明代のカトリック迫害に連続しているといえるが、一八六〇年以降の対外関係の変化は、こうした宗教的対立に遥かに複雑な要素を加

えた。明代のキリスト教¹¹邪教批判が、異なる教えに対する不審と恐怖が次第に観念の中で増幅されていったものであるとするならば、一八六〇年以降の反キリスト教運動は、眼に見える敵に対する直接的な反応ということが出来る。宣教師を可視的な存在へと変えたもの、それが上述の天津・北京条約に規定された内地伝道権、保護享有権、内地における不動産取得及び居住権である。

すでに陳銀崑の研究によって、一九世紀後半の教案において、キリスト教教義への反発といった純粋な宗教的対立に直接起因する例は極少数にとどまっていることが明らかにされている。⁽¹²⁾ 彼の研究によれば、その最も大きい原因は社会秩序問題だという。すなわち、教会財産をめぐる争いや宣教師の訴訟介入、地域の伝統的福利厚生に挑戦するかのような教会の育嬰堂（孤児院）経営、領事裁判権に守られた宣教師の威を借りて横柄に振舞う教民の態度といった、信仰上の問題とは次元を異にする事柄が、一般中国人の反発を買ったのである。それら社会秩序問題が、多くの場合「不平等条約」による宣教師の特権と絡み合っていたことはいうまでもない。中でも宣教師の不動産取得権は、反キリスト教運動のクライマックスであり民衆ナショナリズムの発露でもあった義和団事件⁽¹³⁾の後、一九〇二年から三年にかけて調印された通商条約において最も完成された形となるまで、多くの紛争と論争を引き起こした。

実はこの特権を最初に記した条文は、仏公使の通訳官を務めてい

たカトリック宣教師ドラマールが、公使に無断で密かに漢文テキストに挿入したいわば改ざん文書であった。天津・北京条約は仏文テキストを正文としていたので、この漢文条文は効力を持たなかったが、一八六五年、仏公使ベルテミーと総理衙門との間に結ばれた協定（ベルテミー協定）により、宣教師個人の財産ではなくカトリック教会の財産として（「天主堂公産」）不動産取得が認められた。次なる問題は、この権利がプロテスタントにも適用されるのか否かということである。

この時の中国とヨーロッパの関係を中華世界対キリスト教世界という大枠でとらえた場合、カトリックとプロテスタントの違いは霞んでしまうが、それぞれの列強政府と宣教師との連繋の程度、あるいは列強政府のキリスト教布教に対する期待度は必ずしも一様ではない。フランス政府はキリスト教布教を中国における自国の利権拡大に資するものとして全面的に支援したが、イギリスは貿易がもたらす利益に遥かに大きな比重を置いた。またイギリスと同じプロテスタント国アメリカの場合、宣教師が対清外交に関与する度合いは、特に一九世紀後半以降イギリスよりもかなり高かったといえる。

カトリック宣教師に不動産取得権が認められた時、プロテスタント宣教師は自分たちにも同等の権利が当然与えられるものと考えた。しかし後に見るように、イギリス政府は不動産取得による宣教師の内地居住が教会と現地住民との間に不必要な紛争をもたらすとして、

その権利を認めようとしなかった。実際はプロテスタント宣教師も教会財産としての不動産をカトリックと同じように購入していたので、法的扱いが確定していないことが内地における教会の建設を阻害していたわけでは決してなかった。しかし同様の権利がプロテスタント側にあることがはっきりと確認されたのは、一八九七年米公使デンビーが上海在住のアメリカ人宣教師の要望書を受けて皇帝から引き出した勅令において、さらに国際法上条文として規定されたのは、一九〇二年清英新通商条約及び翌年の清米通商条約においてであり、カトリックに遅れること三〇年余りであった。

これらふたつの条約のうち、より詳細でかつ完成度の高い内容の清米条約を簡単に見ておこう。一九〇三年一〇月八日の清米通商条約第十四条は、カトリック、プロテスタントを問わず伝道者と信仰者が信仰を理由とした迫害や暴行から免れるべきこと、さらに宣教師が地方官の統治に干渉を加えないという宣教師側の義務規定を定めた上で、合衆国の伝道団体は団体のものとして伝道目的に限って帝国のどこにでも土地や建物を購入することが出来る、とした。こうして宣教師の「不平等特権」、すなわち保護享有権、内地伝道権、不動産取得権は一八五八年以来最も完成された包括的な形として確定した。宣教師たちは、少なくとも一九二五年五・三〇事件をきっかけに起こった大規模な反帝デモの前に、諸特権の全面的放棄を検討し始めるまで、これらの恩恵に浴しつつ伝道活動に従事したので

ある。

清米天津条約交渉とアメリカ人宣教師

それでは、キリスト教伝道に国際法上の特権を供与した最初の条約である天津条約の交渉過程（一八五八年）で、プロテスタント宣教師はどのような役割を演じたのだろうか。そして獲得した特権をどのように捉えていたのだろうか。まず清米天津条約交渉から見よう。

清米天津条約交渉は、事実上二人のアメリカ人宣教師によって担われた。アメリカン・ボード所属宣教師ウィリアムズ (Samuel Wells Williams, 1812-84) とアメリカ長老会所属宣教師マーティン (William Alexander Parsons Martin, 1827-1916) である。彼らは、通訳官を務めると同時に、米公使の意向を確認しながら条約案を起草し、清朝側との交渉に臨んだ。

キリスト教信仰と伝道に関する条項を起草する際、彼らは数日前に調印され、宣教師の「内地伝道」を認めていた清露天津条約第八條の漢文テキストを踏襲したが、清朝はアメリカ人宣教師にはこの権利を認めず、草案の訂正を求めた。ほかのすべての条項は清朝との合意を得ていたため、ウィリアムズは「宣教師のみに偏って特権を与えることは、貿易商人に対し公平を欠く措置だ」という米全権公使の判断に従い、内地伝道を含めた内地旅行への言及を一切避け、

宗教的寛容と保護享有が謳われているのみの草案を提示し、これが正式条文(清米条約第二十九条)として採用された。ウィリアムズは「この(保護享有)条項が条約に入ったことを何より神に感謝した」と記し、さらに清英天津条約のキリスト教保護享有条項は、清米天津条約なしには、すなわちウィリアムズの起草なしには成立していなかったと自らの仕事を自画自賛した。¹⁵ イギリスに先駆けて条約の中に最初のプロテスタントへの寛容を獲得することが、最優先事項であったといえる。

彼は条約交渉に着手する前日六月一日三日の日記に、交戦国ではなかったアメリカの立場への苛立ちを次のように記した。「彼ら(清朝)は恐怖によって正義の感覚が刺激されなければ、何も承認しようとしなない。なぜなら彼らはもっとも臆病な民であり、異教のなせる技である冷酷さと利己主義を併せ持っているからだ。もし彼らに言うことを聞かせたければ、武装する以外にない。この点に関して、私は時々アメリカも英仏連合軍の軍事行動に加われば、今よりも一目置かれるようになるだろうと思ってしまう¹⁶」と。宣教師の武力依存を物語る一節だが、内地伝道権を強硬に主張しなかった背景には、こうしたアメリカの外交的立場があった。¹⁷ しかし、内地伝道の文言は清米天津条約草案から削除されたといえ、清仏天津条約において認められたので、この権利は最恵国条項に基づいてアメリカにも適用されることになる。

ウィリアムズが「内地伝道」不承認の理由を次のように分析していることも興味深い。彼によれば、清朝がロシアに与えた内地伝道権をアメリカには認めなかった理由は、キリスト教自体が問題視されたことではなく、単身のロシア人宣教師と異なりアメリカ人宣教師は常に家族同伴であるため、外国人女性の存在がキリスト教への反発を引き起こすことが懸念されたことがひとつ、¹⁸ さらにより重要な理由は、ロシア人の内地進出の目的は純粹に伝道活動だが、アメリカ人の場合、内地伝道には貿易も伴うだろうと清朝が考えたことである。¹⁹ ここでウィリアムズは、貿易とキリスト教のどちらが清朝にとって脅威かという文脈で内地伝道の是非を論じ、キリスト教ではなく貿易が混乱を招くと結論付け、内地伝道権を条文化できないとしてもそれは決してキリスト教自体が原因ではないと述べた。これは、後述するイギリス政府の内地伝道反対論と全く対照的である。英政府は、貿易ではなくキリスト教が混乱の主たる原因であり、キリスト教は商業上の利益にむしろ深刻な影響を与えていると主張した。

さて、このようにウィリアムズはキリスト教保護享有権の条文化にまさに奔走したのだが、これらの条項や伝道活動そのものを、アメリカ政府が全面的に支持していたかといえ、必ずしもそうではない。米公使リードが「キリスト教容認の条項が条約の中に入るか入らないかは、あまり気にしていなかった」ことにウィリアムズは

言及しているし、リード自身も、対中外交が如何に宣教師に依存しているかを強調しながらも、「宣教師がその情熱のあまり、(条約や法を)飛び越えてしまつても、彼は自らの行き過ぎた行為のために保護を求めて政府を煩わせるようなことはせずに、自分で危険を引き受けることに甘んじるのだ」と述べている。²¹⁾ それでもなお、上記の条約交渉過程からは、アメリカ政府及び在華高官とアメリカ人宣教師との関係は緊密であり、アメリカの対清外交上、宣教師は欠くことのできない人材であつたことがわかる。これに比してイギリス政府とイギリス人宣教師との関係は、かなり事情を異にしている。

これまで、アヘン戦争時に貿易監督官通訳兼秘書官を務めていたギョツラフの例のように、宣教師の外交参与は、イギリスの商品(アヘン)・大砲・聖書が手を携えて中国を侵略した証左であると言われてきた。²²⁾ 宣教師の語学力、情報収集能力を利用して清朝の門戸をイギリスの商品に開かせようとした政府と、政府の期待に応えることによつて、清朝の門戸を神の言葉に開かせようとした宣教師との利害の一致が、宣教師の外交参与に象徴されている。しかし南京条約締結以降、外交プロバターのセキュラーな人材が育つてくると、イギリス人宣教師が外交に直接参与する必要は相対的に少なくなつた。天津条約交渉時通訳を務めたのは、H・N・レイ、そして宣教師批判の急先鋒で後の北京公使トーマス・ウェードといつた外交畑の人間である。いわば外交の蚊帳の外に置かれるようになったイギ

リス人宣教師たちは、清英天津条約の締結とどのような関わりを持つたのだろうか。

清英天津条約交渉とイギリス人宣教師

天津条約交渉を目前に控えた一八五八年五月二九日、上海在住のイギリス人宣教師一〇名が全権大使エルギンに連名の請願書を提出し、ふたつの事柄を条約の中に盛り込むよう要求した。第一は、宣教師と信徒に信仰の自由と迫害からの保護を与える条項を、条約に明記して欲しいという内容である。すでに一八四四年(道光二十四年)の勅令によつてカトリック信仰は許されており、プロテスタント信徒もそれに与えることはできたが、彼らは明確にプロテスタントを対象とし、かつまた信仰の自由を認めるだけでなく迫害から保護されるべきことを保証する条文を要求した。とりわけこの時期は、キリスト教の影響を受けた太平天国が清朝の支配を揺るがしつつあり、キリスト教は太平天国との混同から誤解や攻撃を受けかねず、そのためにも早期の条約成立が望まれた。第二は、宣教師自身が「内地に住み、伝道旅行をする自由」の要求である。彼らは時折南京条約の規定を無視して条約港外での伝道旅行を行つていたが、「条約港以外の内地旅行の禁止は、それが強制されないことによつてすでに死文(a dead letter)となつている。しかし将来的には、黙認によつてではなく、権利として内地旅行が認められることがはるかに望

ましい」と内地旅行権を主張し、さらに内地に居住する権利をも要求した。この内地居住権の是非が後に大きな議論を巻き起こすことになる。

アロー戦争開戦時から、外相クラレンドンはエルギンに信仰の自由と宣教師の保護、内地伝道の認可を勝ち取るよう命令を下していた。⁽²³⁾しかし宣教師の要請に対してエルギンは、宣教師の使命感に敬意を表しながらも次のように述べた。治外法権というすでに得ている特権のほかに内地居住や滞在の権利を求めらば、特権乱用によって中国に迷惑をかけたりしないよう注意を払う義務がある。だが他の国によって獲得された条約規定や、自ら直接結んだ協定によって中国での地歩を固めたキリスト教国が、この義務をきちんと果たしているのだろうか、と。

エルギンは名指しでの批判を避けているが、フランスを念頭においていることは明らかであろう。「他の国によって獲得された条約規定」とは、イギリスと清朝との南京条約における規定であり、自ら結んだ協定とは、仏公使の働きかけで実現した一八四四年の道光帝の勅令を指していると思われる。条約上の特権は、それを口実に沿岸地帯で悪事をはたらく密輸業者ら無頼漢だけでなく、中国人自身によっても乱用された。エルギンは言う。「特権の恩恵を得るために、偽の信仰を身につけようという誘惑に中国人が駆られること」がとりわけ懸念されるので、「適切な予防策が採られないので

あれば、それら（特権）がどんなに乱用されてしまうことになるかを残念ながら考慮しなくてはならない」と。

エルギンは宣教師の具体的な要求に対して明快に答えているとはいえないが、プロテスタント宣教師も決して歓迎されていないことは確かである。そのことは、天津条約交渉時通訳官としてエルギンに仕えたトーマス・ウエードの回想からも窺える。ウエードは、後に五八年当時を振り返って、宣教師の要求を受けたときのエルギンの対応を以下のように述べている。「エルギン卿は条約にキリスト教に関する条項を挿入することに重大な疑義を抱いておられた。卿は、キリスト教布教に影響を与える条約上の規定を強行することは私たちの感情にも反するし、このような条件を飲まされる国の感情を逆なですると考えておられたと私は理解している。また、キリスト教そのものが政治的な支えによっては進展しないという信念の持ち主でもあった」⁽²⁵⁾。

こうしたエルギンの伝道理解に、恐らく少なからぬ影響を与えたと思われるのは、五八年一月にしたためられたオールコックの覚書である。当時広東領事であったオールコックは、一時帰国の折、イギリス政府が要求していた「内地旅行」「内地河川の自由航行」⁽²⁶⁾に懸念を表明した。

オールコックは、内地に自由に入りたがっている二種類の外国人、すなわち貿易商人と宣教師が実際に内地に入り込むことよって引

き起こされる混乱と、その結果イギリスがこうむる不利益を強調した。その中で彼は、南京条約体制下における内地旅行禁止の規定が主にカトリック宣教師によって、そしてわずかではあるがプロテスタント宣教師によっても踏みにじられてきていること、そのうえカトリック宣教師は教民と当局の間に介入し、内地居住をシステマティックに強行し、フランス政府がそれを公然と保護している事実を指摘し、キリスト教伝道を扇動と革命の道具とみなすかつての中国人のキリスト教に対する反感が復活する危険性を説いた。さらには、キリスト教の進展を阻むもっとも悪しき敵は、「宣教師自身と、彼らの守り手であると公言する西側列強の支持者たちである」と断言した。²⁷

オールコックはその後も宣教師問題がイギリスの対中政策に与える影響を主張しつづけたが、彼の宣教師批判が最も厳しさを増すのは、一八六八年に起きた揚州教案、台湾教案以降である。この時の調子に比べると五八年当時の主張はまだ穏やかであるが、すでに内地伝道がもたらす混乱、すなわち反キリスト教運動の増加を予言的に捉えていたということができる。

こうした過程を経て、プロテスタント宣教師と信徒の保護享有権は、清米天津条約第二十九条をたたき台により短くまとめた第八条に明記されたものの、内地伝道の権利は個別の伝道権としてではなく「旅行あるいは貿易目的のために内地に赴く権利」の中に含まれ

るものと理解された。これは同じ交戦国の条約でありながら、内地旅行権の規定とは別に伝道権を明確に規定した清仏天津条約とは対照的な内容である。清英天津条約における宣教師の諸権利は、消極的に導入されたというべきであろう。

内地居住権をめぐる議論

清英天津条約には、内地居住権は明確な形では盛り込まれなかった。第十二条が「開港場やその他の場所で」の不動産取得（教会、あるいは教会建設用の土地を含む）を認めたため、宣教師は「その他の場所」を内地であると解釈しこの文言を内地居住権の根拠とした。さらに一八六〇年清仏北京条約締結後は、内地における不動産取得を認めた同条約漢文テキスト第六条が、最惠国条項によってイギリス人にも適用されるとして、彼らは内地居住を既成事実化した。中国最大の伝道団体「中国内地会（China Inland Mission）」を創設したハドソン・テイラーや、『天路歷程』の漢訳者として知られるイギリス長老会のウィリアム・バーンズなど初期の代表的な宣教師たちは、天津条約批准後はもちろんのこと、その数年前からすでに開港場の外に「居住」することすらあったほどで、内地居住権のあいまいさは彼らの熱心さを躊躇させはしなかった。条約に基づいて旧財産を取り戻したり、新たな土地を買い求めたりしながらカトリックコミュニティを着々と建設しつつあるフランス人宣教師の活動

は、競争意識にも似た彼らの意欲をますますかき立てた。

イギリス政府はしばらくの間は宣教師の行為を禁止することなく、賛意を示さないうちにも黙認していたが、宣教師はしばしば清朝地方当局の反対に遭遇した。そこで汕頭や寧波在住のイギリス人宣教師は、天津条約第二十七条の「締結国は十年後に条約内容を改正できる」という規定に基づく一八六八年の条約改正を前に、再びイギリス現地政府（このとき公使だったオールコック）に対し申し入れを行ない、「最惠国条項によってイギリス人宣教師も（フランス人と）同じ特権に与る資格を有しているにもかかわらず、われわれの主張は繰り返して中国当局によって否定されてきた。フランスのそれと同じような効力のある条項を清英条約にも挿入して欲しい」と内地居住権の明確化を求めた⁽²⁹⁾。

彼らの主張は、貿易の拡大を求めるイギリス商人たちの利害と重なり、内地河川航行とともに条約改正要求の焦点ともなっていた。だがオールコックと清朝政府との改正交渉において、清朝はこれらの要求に難色を示しつつあった。オールコック自身も通過税の改正以外の点には固執しておらず、宣教師の内地居住にはむしろ清朝側に理解を示し、従来どおりの見解を繰り返した。

一八六八年五月と八月にイギリス人宣教師に対するふたつの襲撃事件（教案）が起きるに及んで、内地居住権条文化の可能性は失われた。ひとつは、同年五月台湾鳳山でイギリス長老教会のジェイム

ズ・マックスウェルの教会が破壊され、中国人信徒も殺傷された事件、もうひとつは、八月江蘇省揚州で上記のハドソン・テイラーが伝道開始直後、家族や同僚宣教師とともに現地民衆の襲撃を受けた事件である。事件の詳細については、他の機会にすでに論じたのでここでは繰り返さないが、このふたつの教案には、近くのカトリック教会に対する民衆の不満と疑念がすでにあったこと、イギリス領事が砲艦を配備して地方政府に補償と首謀者の逮捕を迫るといふ、いわゆる「砲艦外交」によって解決をみたという共通点があった。

この時期イギリスの対清外交は協調路線をとっており、砲艦外交による領事主導の教案の解決はイギリス外務省からみて「英国領事、そして彼らの要請を受けた海軍による過剰な、本国の承認を得ていない報復⁽³⁰⁾」として批判されるべき性質のものであった。しかし最も鋭い批判の矛先は、宣教師に向けられた。領事の行動は確かに当時の外交方針にもとるものであったが、そもそも宣教師が条約上の権利として認められていない内地居住を「強行」していなければ、これほどの騒ぎにはならなかったというわけである。

改正条約（オールコック協定）にはもちろん内地居住権は記載されず、この問題を取り上げた一八六九年三月九日の上院議事では、宣教師は「砲艦をとまなうて伝道している」と非難され、マスコミの論調もまた「宣教師は武力介入による伝道支援を望むのか」と手厳しかった。外相クラレンドンは、一八六九年五月一九日付のオー

ルロック宛書簡において、それまでのオールロックの主張を全面的に支持し、イギリス政府は内地居住権を定めた清仏北京条約漢文テキストの適用を決して求めないこと、またたとえ宣教師が特権を主張し危険を冒して敢えて内地居住に踏み切ったとしても、彼らを保護するための軍事的出動は一切行なわないことを言明した³³。こうしてイギリス人宣教師は、条約港の外に「居住」する場合、法的保護を自ら放棄した存在であるとみなされることになったのである。

宣教師の反応と条約

こうしたマスコミや議会の批判、そして外相の決定を、宣教師たちはどのように受け止め、それらに如何に対処しようとしたのだろうか。ここでは、イギリス議会文書、及び *Chinese Recorder* に掲載された論文、投稿を手掛かりに、一八七〇年前後の宣教師の議論を概観してみよう。これらの資料には、ロンドン伝道会のエドキンスのような著名な宣教師だけでなく、ほとんど知られていない宣教師の声も含まれている。中国の一地方に派遣され、日々伝道に励みながら、しかしキリスト教伝道通史に名を残すことはなかった宣教師たちが、不平等特権や宣教師保護の問題をどう捉えていたのかを掘り起こすことによって、宣教師社会におけるごく一般的な条約理解をある程度つかむことができるだろう。それは、同じように地方社会に生活する中国人の眼に、宣教師の態度がどのように映っている

のかを知る上でも有益である。実際に彼ら中国人の日常に入り込んできたのは、そうした無名の宣教師たちであったからである。

宣教師たちの議論を見ると、条約上の特権によって伝道が支えられていること自体に疑問をさしはさむ視点は皆無といってよく、彼らの議論は次の二点にほぼ集約される。内地居住が認められない根拠は中国人が宣教活動に反感を持っていることと説明されていたが、論点の第一はこの中国人の反感の原因について、第二は襲撃に遭った宣教師が領事の保護を求めることの妥当性と、武力行使の是非についてである³⁴。

第一の論点に関して大方の宣教師は、中国人の反感は、外国人を嫌悪する排外主義に基づくもので、最も目立つ外国人である宣教師に向けられているに過ぎず、キリスト教そのものとは全く無関係であると主張する。例えば寧波在任の宣教師ノールトン（アメリカン・ボード所属）は、「暴動に発展するような反対の原因は、キリスト教に対する特別な反感にあるのでは全くなく、全ての外国人への嫌悪にあるのだ」と述べ、実際に彼が出会った中国人の「宣教師が我々の近くに住み始めると、そのうち必ず他の行儀の悪い外国人がやってくる。特にたつぷり金を持ってきてここの商売人と取引しようとする貿易商人が」という批判を紹介し、中国政府と中国人がキリスト教への反感に動かされているという思い込みを改めようではないか、と呼びかけた³⁵。同じような主張が、オールロックの宣教師

批判に対するイギリス人宣教師エドキンス（ロンドン伝道会）ら四名の宣教師連名の抗議書簡³⁶や、*Chinese Recorder*の複数の論文³⁷の中に見ることができている。

これに加えて、カトリック宣教師が治外法権の恩恵を中国人信徒にも及ぼしているために、キリスト教が宗教ではなく政治組織と見なされ中国人の反感を買っているのだとする議論も見られる。冒頭でも触れたように、中国人の反発はキリスト教と中国の伝統的秩序との軋轢、すなわち社会秩序問題に起因していることが多く、これらの宣教師の分析は一見射を射ているように思える。確かに純粹な宗教的要素が摩擦の直接の原因ではなかった。だがそれは、キリスト教自身が世俗的な秩序問題を超越して存在し得たという意味では決してない。むしろ、世俗の秩序を相対化すべきことを教えるキリスト教の「宗教的要素」を貫徹すれば、必然的にキリスト教的秩序と中国的秩序との「政治的な」対立がもたらされるのである。反発の原因から宗教的要素をことさらに除外しようとする宣教師の論法からは、この視点が抜け落ちているといえるだろう。

「中国人の反発の原因は、プロテスタント側にはない」という彼らの主張に関して、もう一点付け加えておかなければならないことがある。すなわち、一八七〇年におきた天津教案と、その後の清朝政府の対キリスト教政策についてである。天津教案は、カトリック教会の運営する育嬰堂が、巷で頻発していた幼児誘拐との関連を疑わ

れたことに端を発している。天津民衆の責任追及の声に苛立ったフランス領事が通商衙門で発砲事件を起こし、直後に殺害されると、騒擾は一気に拡大し、カトリック司祭を含む二十名もの外国人が命を落とした。

教案の深刻さを憂えた総理衙門（外務部に相当する）は、翌年『伝教章程』と呼ばれる一種のガイドラインを作成して各国公使に配布した。『章程』の内容をここで詳細に論ずることは出来ないが、中国民衆の誤解を生む伝道活動の問題点を八項目に亘って列挙し、宣教師に自重を求め、双方の平和的共存を訴えた。プロテスタント宣教師は、この『章程』が問題視していることがらのほとんどが、カトリックにのみ当てはまるものであるにもかかわらず、自分たちまでもが対象となっていることを不服とした。『伝教章程』の発令以降、カトリック教会と、カトリックとプロテスタントを混同する清朝政府の認識に対し、彼らが一層批判を強めたのはこのためである。従って、一八七一年以降の内地居住権に関する議論を読み解く際、そこに『章程』批判が含まれることを念頭に置かなくてはならない。

さて、領事による保護の是非という第二の論点をめぐっては、領事の保護を求める行為を疑問視し、自らが置かれた位置を多少なりとも客観的に省みようとする姿勢も、ごく少数ではあるが見受けられる³⁸。それでも多くの宣教師にとって「中国人に危害を加えられた

時には、領事の保護や援助を求めること」は要求できて当然の権利であり、疑問を呈する声はほとんどかき消されている。しかしそこからもう一步踏み込んだ、保護に武力が伴われるべきか否かの議論となると、宣教師の意見は必ずしも一様ではない。上記のイギリス人宣教師連名の書簡は、「プロテスタント宣教師が自分たちを守ってもらおうと砲艦や兵士たちを要求することはありません。武力行使は宣教師が最も嫌悪することでありませぬ。彼らが望むのは、北京公使と各領事が中国当局に友好的に働きかけ……彼ら全員に保護を与えるよう主張することです。……こうした方法が失敗する場合は、……他の場所に退くことがよいと考えませぬ」と述べた。さらに北京在中の宣教師バードンは、「アメリカ人宣教師は、……現地の人々に無理やり家屋を貸し出させることは一切なく、もし居住困難と判断すれば、そこから撤退するのである。しかし被害にあうようなことがあれば、(米)公使は中国側に譲歩を迫り、宣教師に保護を与えるためにできる限りのことをすると思う。この方法では十分な効果はないかもしれない。しかし米公使が、宣教師は内地居住という無法なことをしていると考えていないことは、宣教師たちにとって利益となるだろう。宣教師は危険を引き受けるが、公使が彼を無法者と見なししていないことを知って満足するのだ」と記して、居住権の条文化が当面困難だったこの時期、与えられた環境下においてなしうる最善の方法として、アメリカ現地政府の宣教師保護を手本と

するよう主張した。

「他方、先ほどのノールトンのように「砲艦外交」の正当性を力説する宣教師もいた。彼は、「正義は外交のみによっては実現されない。条約は『武力』の背景がない限り無益な紙切れに過ぎない。……領事が十分な軍事力を背景に頑迷な地方官とそれを支える知識人たちを屈服させることができるというのは当たり前のことではないか」と強硬な姿勢を示している⁴¹。また、広州在住の宣教師チャールズ(ロンドン伝道会所属)は、自らの信条を正直に吐露しつつ、武力行使が必要悪であることを説いた。「われわれはここで、強力なキリスト教国家の保護下に置かれている。われわれ、そして他の外国人がここにいるということを保障するために、何らかの形で武力が用いられてきている。われわれがここに続けることを得させるために、時折武力が行使されている。『砲艦』なしにわれわれはここに滞在し続けることは出来ない。『砲艦』なしにわれわれは聖書一冊、布教書一部配ることは出来ない。『砲艦』がなければ、キリスト教に改宗した優れた中国人は身を隠さなくてはならない。さもなければ殺されてしまうだろう。そういうわけで、われわれは単に今われわれが多かれ少なかれ手にしていることを維持したいだけのために、武力介入を望んでいるのである」と⁴²。

このように、あくまで平和的解決を望むものから、やむを得ず最小限の武力を認めるもの、そして武力保護を正当化するものに至る

まで、宣教師の見解には様々な段階があった。無論イギリス人宣教師の平和論が、議会の批判をかわず狙いを含まなかったとは言いが、宣教師社会がこぞって積極的に武力による保護を求めていたかのようなイギリス議会やマスコミの批判は、確かに一面的に過ぎるといえよう。だが武力依存の主張は蔽として存在したのであって、宣教師に向けられた批判を全面的に覆すことは不可能であった。決して武力行使を望まなかった宣教師も、領事が問題解決に介入することを、そして彼らの権利が法的に曖昧である状況が改善されることを願っていた。既に述べたように、特権の条文化を求めめる彼らの願いは、アメリカ人宣教師とアメリカ現地政府主導によって後に結ばれる条約の中で次第に形を整えていくことになる。

おわりに

在華宣教師が不平等特権の恩恵に浴していたことや、砲艦の支えを受けていたことは、帝国主義と中国伝道関わり方を示す具体的なイメージとして一般化されているといえるだろう。歴史的に辿ってみると、こうした宣教師像は、一八七〇年頃宣教師の母国で起きた宣教師批判によって広く定着したことがわかるのだが、この時点ですでにステレオタイプ化されていた宣教師のイメージは、その後の歴史の中で、より平板化され、しばしば余りにも極端な政治的メッセージとして用いられてきた。政治的状況を捨象し、宣教師の異文

文化交流の担い手としての側面を重んじる研究は、短絡的な宣教師像に対するアンティテーゼの意味をも持つものかもしれない。しかし冒頭でも述べたように、とりわけ中国伝道は、政治外交との関連抜きで語ることは不可能である。最初から結論ありきの平板な宣教師像でも、没政治的な宣教師像でもなく、政治的状況と文化的状況が複雑に交錯した中であつたはずの宣教師のイメージを描くことが求められているように思えてならない。そのために必要とされている作業のひとつが、実際に彼らがどのように関わったのか、あるいは伝道活動に与えられた、あるいは与えられ損なつた特権を個々の「普通の」宣教師がどのように考えていたのか、という具体的な姿を取り上げることである。

一八七〇年代以降、不平等条約におけるキリスト教伝道の「不平等特権」は「進化」(ローリンソン)⁽⁴³⁾を遂げ続け、すでに述べたように一九〇三年の清米通商条約において最も完成された形となる。しかしその後宣教師団体の内外から、「保護享有権」を疑問視する声や、治外法権の撤廃に宣教師はいち早く賛同すべきだという声が少しずつ上がり始める⁽⁴⁴⁾。そしてついに一九二五年、日系紡績工場の中国人労働者に対する苛烈極まりない労務管理に抗議した学生、労働者のデモ隊にイギリス官憲が発砲し、多数の死傷者を出した五・三〇事件をきっかけに、各地で広範な反帝国主義運動が巻き起こされると、いくつかの伝道会、あるいは宣教師有志が、不平等特権の全廃を宣

言する決議を採択し始めた⁽⁴⁵⁾。さらに同年一二月には、*Chinese Recorder* 編集長のローリンソンが同誌の中で「宣教師を含む在外国人は全て、招かれもせず入国し、中国に譲歩を強いることによって現在の法的地位を獲得したのだ」と述べ、伝道会と宣教師たちに、何十年にも亘って彼らが享受してきた特権の放棄を呼びかけた⁽⁴⁶⁾。一九〇〇年代初めまで、不平等特権を所与の特権であるかのように理解していた宣教師たちが、何をきっかけとして、いかなる状況の下で、その認識を改めるようになったのか、また中国民衆の帝国主義批判の声をどのように聞いたのか等々、今後考察すべき課題は決して少なくない。

加えて、在華宣教師と「不平等条約」の問題は、日本と中国におけるキリスト教伝道を比較する上でも重要な視点を提供しているといえる。宣教師保護条項によってキリスト教に対して全く無防備な状況に追い込まれた中国と、条約上の特権を一切与えずキリスト教へのハードルを高く保った日本という、全く対照的な状況を比較考察することは、「東アジア近代史とキリスト教伝道」を考える際、欠くことのできないテーマのひとつとなるだろう。

注

(1) 中国キリスト教史研究に関する最近の動向については、拙稿

「中国キリスト教史研究の最前線」〔『福音と世界』二〇〇五年三月号〕を参照されたい。

(2) もちろん、新たな動向に懸念すべき点がないわけではない。宣教師の活動は中国の近代化に如何に貢献したか、中国文化を如何に尊重しキリスト教をどこまで相対化したかが最近の研究の大きな関心事であるように思われる。キリスト教の中華ナショナルリズムへの奉仕が評価の基準であるとすれば、宣教師像は再び矮小化されることになるだろう。

(3) 洪秀全のキリスト教理解の変遷については、拙稿「キリスト教伝道と太平天国」〔『クアドランテ』東京外国語大学海外事情研究所、二〇〇一年三月所収〕。

(4) エドワード・サイド 大橋洋一訳『文化と帝国主義』I みず書房 一九九八年、一二〇―一二二頁。

(5) *Chinese Repository*, Vol. 3 (1842), pp. 628. アメリカン・ボード宣教師ブリッジマンの言葉である。

(6) 植田捷雄「支那に於ける基督教宣教師の法律的地位」『東洋文化研究所紀要』第一冊、一九四三年、一五二頁。

(7) 「其合衆国人……不准遠赴内地鄉村、任意閑遊……」〔望厦条約第十七条〕、「凡仏蘭西人……不得越領事官与地方官議定界址、以為營業謀之事。」〔黄埔条約第二十三条〕、「於外国習教者、仍禁其擅入内地、所奏自属可行。」〔道光帝勅令〕。

(8) 内地伝道に関する規定が存在しない清米条約の批准は、前年の八月に行なわれていた。

(9) 植田前掲論文。

- (10) 「辟邪紀実」については、拙稿「清末揚州教案」『史学雑誌』一九九四年一月とそこに挙げた参考文献を参照されたい。
- (11) 陳銀崑『清期民教衝突的量化分析』台湾商務印書館、一九九一年。
- (12) 義和団とナショナリズムの関連については、佐藤公彦『義和団の起源とその運動 中国民衆ナショナリズムの誕生』研文出版、一九九九年を参照のこと。
- (13) *Chinese Recorder*, October, 1894, p. 510. *Ibid.*, November, 1925, pp. 724.
- (14) ウェリアムズは当時中国語が堪能ではなく、実際の通訳はマーティンが担当したと知られている。
- (15) F. W. Williams, *Life and Letters of Samuel Wells Williams*, pp. 271.
- (16) *ibid.* pp. 268.
- (17) 当時穩健路線を掲げていたアメリカ政府は、医療宣教師で対中強硬論者であった臨時代理公使ビーター・パーカーを更迭した後、学者出身のリードを公使に据えていた。
- (18) Williams, *ibid.*, pp. 270-271.
- (19) Correspondence by Williams, *Chinese Recorder*, Vol. 10, May-June, 1877, pp. 224.
- (20) Williams, *Ibid.*, pp. 271.
- (21) *Chinese Recorder*, Vol. 10, May-June, 1877, pp. 226.
- (22) ギュッラフはプロシア人であるが、前任者の宣教師モリソンを引き継いで同役職につき、アヘン戦争終結後は香港総督の通訳官

- に任命されている。加藤祐三は、一八四五年にギュッラフが香港総督に提出した「シャム、安南、朝鮮、及び日本との通商条約の締結に関する所見」を取り上げ、通訳官は政治顧問ともいふべき強い発言権を有したと述べている。加藤祐三「ギュッラフ『所見』(一八四五年)と東アジア」横浜市立大学論叢第三六卷IIIII号、一九八五年。
- (23) British Parliament Papers (No. 1 B. P. P.), Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan 1857-1859, Inclosure 1 in No. 133.
- (24) *Ibid.*, No. 2.
- (25) B. P. P., China, No. 5 (1871), Correspondence respecting the Revision of the Treaty of Tientsin, pp. 430-431.
- (26) このふたつの項目は、僅か五港のみでしか貿易が出来ない南京条約体制を打破し、内陸への貿易拡大を主張する自由貿易商人の強い要求を背景としていた。
- (27) B. P. P., Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, pp. 54-61.
- (28) Rev. J. S. Burden, "Causes of Hostility to Missionaries," *Chinese Recorder*, March, 1872, pp. 267. マーティンは「天津条約が締結されたばかりのときは、たとえ条約港外に住んだとしてもイギリス政府からの抗議は全くなかったのです。その結果内地に宣教師が進出したのだ」と述べている。ただし、清朝の意向を受けてイギリス政府が内地居住権に否定的な見解を示すことはあったようである。植田前掲論文、一三頁。

- (82) B. P. P., Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, pp. 39-41. この頃の諸國書は上海や香港の新聞に掲載された、曾國藩の清朝官僚の田舎人呼びだ。 *Chinese Recorder*, January, 1872, pp. 200.
- (83) 邦 (9) 前掲冊誌 一六九四号。
- (84) B. P. P., China, No8 (1869), pp. 5.
- (85) "The House of Lords on missionaries," *Chinese Recorder*, June, 1869, pp. 24-27.
- (86) B. P. P., China, No.9 (1870), Correspondence respecting Inland Residence of English Missionaries in China, pp. 4.
- (87) アメリカ人宣教師による武力行使正当化を論じたものとして Stuart Creighton Miller, "Ends and Means: Missionary Justification of Force in Nineteenth Century China," in J. K. Fairbank, ed., *The Missionary Enterprise in China and America* (Harvard University Press, 1974). 44-49.
- (88) Justice Knowlton, "The Yang chow Riot," *Chinese Recorder* August, 1869, pp. 69-73.
- (89) B. P. P., China, No. 9, pp. 5-11.
- (90) *Chinese Recorder* 第 37 (38) 号のこの号の論文が多数掲載されている。"The House of Lords on missionaries," June, 1869, pp. 24-27. Knowlton, "American and Chinese "Reciprocity", September, 1869, pp. 106-110. John Chalmers, "The Missionary Question," November, 1871, pp. 155-158. J. S. Burden, 1872, pp. 263-267. 等。
- (91) 例えは杭州在住の宣教師の投稿は、「他の宣教師のやり方が間違っている」と思わなうが、私はそれには従わなうと思つ」と述べている。 "Correspondence singed 'H. G.,"' *Chinese Recorder*, June, 1869, pp. 230-232.
- (92) B. P. P., China, No. 9, pp. 7.
- (93) Burden, 1872, pp. 267.
- (94) Knowlton, "the Yangchow Riot," pp. 73.
- (95) Chalmers, 1871, pp. 156.
- (96) Frank Rawlinson, "The Evolution of "Christian Rights" in China," *Chinese Recorder*, November, 1925.
- (97) D. Z. Sheffield, "Treaty Protection to Christian Missions in China," *Chinese Recorder*, December, 1908, pp. 657-671. Gilbert Reid, "Missionaries as Amenable to Chinese Law," *ibid.*, pp. 676-680.
- (98) Rawlinson, *ibid.*
- (99) *ibid.*